

木津川市告示第121号

木津川市公共交通・福祉輸送確保維持支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月17日

木津川市長 谷口 雄一

木津川市公共交通・福祉輸送確保維持支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、原油価格高騰の影響により、厳しい経営状況に置かれている地域公共交通事業者及び福祉輸送事業者に対し、市が運行に要する経費を支援することにより、経営継続の下支えを図り、持続可能な公共交通の確保及び安定的な福祉輸送を維持するため、予算の範囲内において交付する木津川市公共交通・福祉輸送確保維持支援金（以下「支援金」という。）について、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。ただし、福祉輸送事業のみを行う者を除く。
- (3) 福祉有償運送事業者 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送を行う者をいう。
- (4) 介護タクシー事業者及び障がい者福祉タクシー事業者 道路運送法第3条

第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行う者をいう。

（支援金の対象事業者）

第3条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 市内に運行路線を有する路線バス事業者
- （2） 市内に事業所を置くタクシー事業者又は市内鉄道駅において営業承認を受けている車両を有するタクシー事業者
- （3） 市内に事業所を置く福祉有償運送事業者
- （4） 市内に事業所を置く介護タクシー事業者及び障がい者福祉タクシー事業者

（交付金額）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 路線バス事業者 令和6年度における市内路線バスの年間実車走行距離（木津川市コミュニティバス及び共同運行する路線を除く。）を4で除して得た額に15,500円を乗じて得た額。（その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- （2） タクシー事業者 令和8年10月1日時点において、市内の事業所において一般乗用旅客自動車運送事業として所有する車両台数又は市内鉄道駅において営業承認を受けている車両台数に20,000円を乗じて得た額。ただし、同一事業者につき100万円を上限とする。
- （3） 福祉有償運送事業者 令和8年10月1日時点において、市内の事業所において市内を発着地として実施する福祉有償運送事業の用に供する車両台数に15,000円を乗じて得た額。ただし、同一事業者につき100万円を上限とする。
- （4） 介護タクシー事業者及び障がい者福祉タクシー事業者 令和8年10月1日時点において、市内の事業所において所有する、市内を発着地として実施する福祉輸送事業の用に供する車両台数に15,000円を乗じて得た額。ただし、同一事業者につき100万円を上限とする。

(支援金の交付申請)

第5条 規則第4条及び第13条の規定にかかわらず、支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公共交通・福祉輸送確保維持支援金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業の許可を示す書類の写し
- (2) 路線バス事業者にあつては、市内の運行路線と実車走行距離が確認できる書類の写し
- (3) タクシー事業者にあつては、一般乗用旅客自動車運送事業として市内事業所において車両を所有していることが確認できる書類の写し又は市内鉄道駅において営業承認を受けていることを証する書類の写し
- (4) 福祉有償運送事業者にあつては、福祉有償運送事業者として市内事業所において当該事業に供する車両を所有していることが確認できる書類の写し
- (5) 介護タクシー事業者及び障がい者福祉タクシー事業者にあつては、福祉輸送事業者として市内事業所において当該事業に供する車両を所有していることが確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請期間は、令和8年10月1日から令和8年11月20日までとする。

(交付決定通知)

第6条 規則第5条及び第14条の規定にかかわらず、市長は、前条の規定による支援金の交付申請があつた場合は、申請の内容を審査し、支援金交付の適否を公共交通・福祉輸送確保維持支援金交付決定（却下）通知書兼額確定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条に規定する通知を受けた者が、支援金を請求しようとするときは、公共交通・福祉輸送確保維持支援金交付請求書（別記様式第3号）により、市長に請求するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。